

令和2年度 第2回SDGs成果連動型事業推進プラットフォーム会議

成果連動型民間委託の普及促進に向けた 内閣府の取組

2021年3月19日

ケイスリー株式会社

1. 内閣府・成果連動型民間委託契約方式共通のガイドライン等
2. 令和3年度における内閣府の取組概要
3. 成果連動型民間委託契約方式推進交付金事業
4. PFS官民連携プラットフォーム

1 内閣府・成果連動型民間委託契約方式共通のガイドライン等

- 内閣府は、令和3年2月26日に「成果連動型民間委託契約方式共通のガイドライン」を、令和3年3月3日に「成果連動型民間委託契約方式パンフレット」を公表した。

成果連動型民間委託契約方式共通のガイドラインの概要

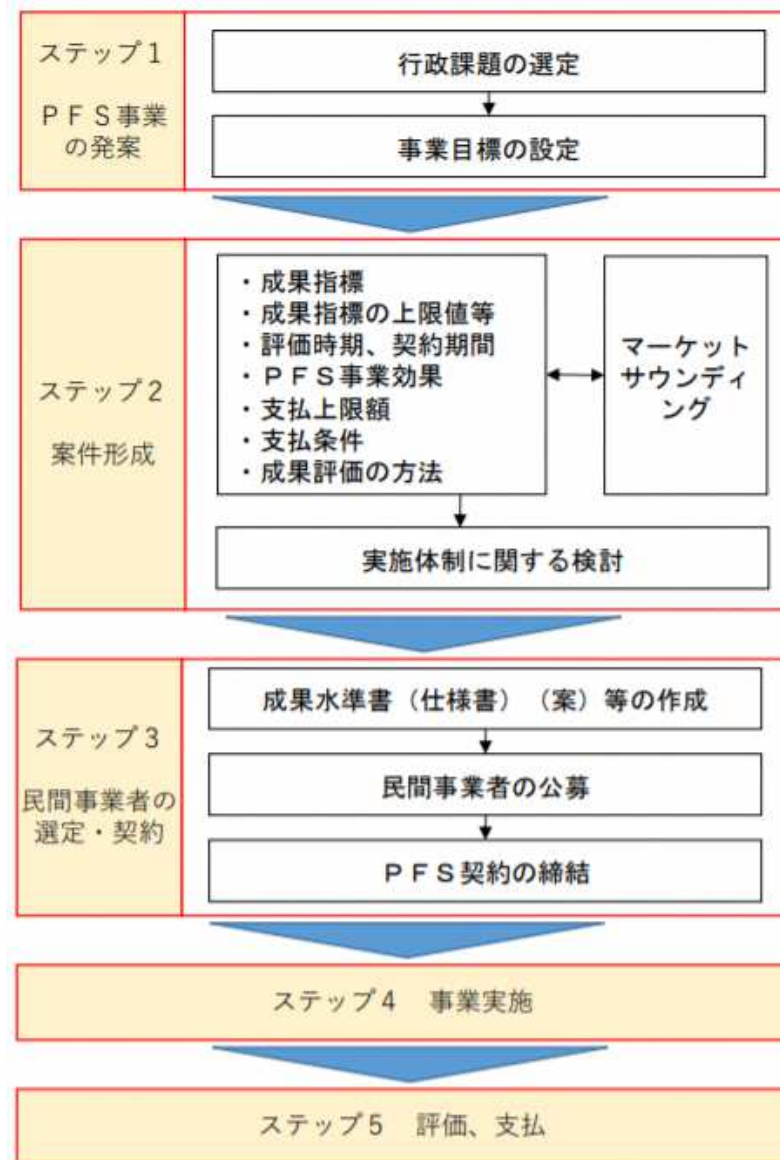
- PFS事業の概要、PFS事業の実施に係る手順、PFS事業の実施体制、成果指標の設定及び評価の方法、成果に応じた支払額等の決定の考え方、契約期間等に応じた予算措置等について、分野横断的な共通事項の取りまとめている。
- PFS事業の実施手順については、右図のように①PFS事業の発案、②案件形成、③民間事業者の選定・契約、④事業実施、⑤評価・支払、の5つのステップに分けて解説を行い、各ステップの留意点等も提示している。

- 「成果連動型民間委託契約方式共通のガイドライン」は以下URLにて公表されている。

<https://www8.cao.go.jp/pfs/guidelines.pdf>

- 「成果連動型民間委託契約方式パンフレット」は以下のURLにて公表されている。

<https://www8.cao.go.jp/pfs/pamphlet.pdf>



2 令和3年度における内閣府の取組概要

- 成果連動型民間委託事業の普及促進に向け、内閣府は以下の事業を実施する。

①成果連動型民間委託契約方式推進交付金

- **令和3年度からPFS事業を実施する地方公共団体を対象に、より高い成果創出時に必要となる委託費の成果連動部分等について、複数年にわたって補助を実施。**
- 交付金の交付を申請する地方公共団体の公募を開始した。

②PFSによる事業の成果評価、検証支援事業

- **上記交付金事業の交付対象団体がPFS事業を実施する際に必要となる成果評価に対して、評価の専門機関による支援を実施。**
- 具体的には、交付金事業への応募を希望する地方公共団体への助言、採択された地方公共団体の成果評価の支援、PFS事業終了時の総括的評価を、本事業受託者が実施。
- 地方公共団体の負担軽減を図るとともに、良質なエビデンスの蓄積に繋げる。

③PFS官民連携プラットフォーム

- PFSを活用していない地方公共団体等を対象に、PFSへの理解浸透、活用に向けた具体的な検討の着手の促進等を目的に、**PFS先進事例の成果等、地方公共団体にとって有益な情報について、オンライン/オフラインを通じて提供し、自由に意見交換するための「PFS官民連携プラットフォーム」を創設し、夏頃に参加募集を行う。**

④案件形成支援事業

- **事例構築を分野横断的に後押しするため、PFSの活用を検討する地方公共団体を対象に、案件形成を支援。**
- 本事業受託者が地方公共団体を募集し、選定された地方公共団体に対して、PFS導入に向けた検討や合意形成に向けた支援を実施。

成果連動型民間委託契約方式（PFS:Pay for Success）普及促進事業（内閣府成果連動型事業推進室）
事業費総額 4.3億円

事業概要・目的

- 成果連動型民間委託契約方式とは、国又は地方公共団体等が、民間事業者等に委託等する事業であり、解決すべき行政課題（※1）に対応した成果指標（※2）を設定し、支払額を当該成果指標の改善状況に連動させるものです。
 - ※1 例：糖尿病性腎症等重症化予防、フレイル（虚弱）予防、再犯防止 など
 - ※2 例：腎機能低下抑制率、運動習慣の改善度、刑務所出所後の就労者数 など
- PFSは、国内でも活用事例が出てきており、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）等においては、「新たな日常」を支える包摂的な社会の実現として、誰ひとり取り残されることない包摂的な社会の実現をしていくため、社会的連帯や支え合いの醸成が求められているところ、健康、再犯防止、就労支援等の社会的事業について、成果連動型民間委託契約方式などの官民連携を進め、その普及促進に取り組む方針が打ち出されています。また、その際、民間資金を呼び込むソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）の積極的活用を図ることとされています。
- 令和2年度に策定したPFSアクションプランにおいては、令和4年度末において、重点3分野でのPFS事業を実施した自治体等の数を100団体以上とする目標値を設定しています。

事業イメージ・具体例

- 【成果連動型民間委託契約方式推進交付金等】

令和3年度からPFS事業を実施する地方公共団体を対象に、より高い成果創出時に必要となる委託費の成果連動部分等についての複数年にわたる補助を行います。その際、当該PFS事業に必要な成果評価については、評価の専門機関による支援を実施することで、PFS事業の成果評価に対する地方公共団体の負担の軽減を図るとともに、良質なエビデンスの蓄積につなげます。
- 【官民連携プラットフォーム】

PFSを活用していない地方公共団体等を対象に、PFSへの理解の浸透、その活用に向けた具体的な検討の着手の促進等を目的とし、PFS先進事例の成果等、地方公共団体にとって有益な情報について、オンラインとオフラインを組み合わせ機動的に提供するとともに、それらについて自由に意見交換する場（プラットフォーム）の形成に継続的に取り組みます。
- 【案件形成支援事業等】

更なる事例構築を分野横断的に後押しするため、PFSの活用を検討される地方公共団体を対象に、案件形成を支援します。

資金の流れ



期待される効果

- 行政課題の解決に民間事業者のノウハウ等が積極的に活用されること等により高い成果が創出されます。
- 個々の事業の費用対効果が高まり、ワイズスペンディングが図られます。
- EBPMの推進が図られます。

3-1 成果連動型民間委託契約方式推進交付金事業

- 成果連動型民間委託契約方式推進交付金事業の概要は以下のとおり。

交付対象となる経費

PFS事業における委託費のうち、設定した成果指標の改善状況に応じて委託費が変動する部分（成果連動部分）及びアクションプランが定義するSIBによるPFS事業の実施時に必要となる、受託者が資金提供者から資金調達するにあたり発生する経費部分（ファイナンス部分※）。

※想定される対象経費例：特別目的会社（SPC）を設立する場合の諸費用、信託契約を行う場合の手数料、クラウドファンディング等により資金調達する場合の私募手数料、資金調達にあたり必要な契約締結にかかる弁護士や司法書士等費用

補助率・補助上限

- 補助率は2分の1、1件あたりの上限は1,000万円。**
- ただし、SIBによるPFS事業を実施する場合は、1件あたりの上限を2,000万円とし、その際のファイナンス部分の補助率は、10分の10とし、その上限を500万円とする。

公募期間

令和3年3月12日（金）から同年5月14日（金）まで

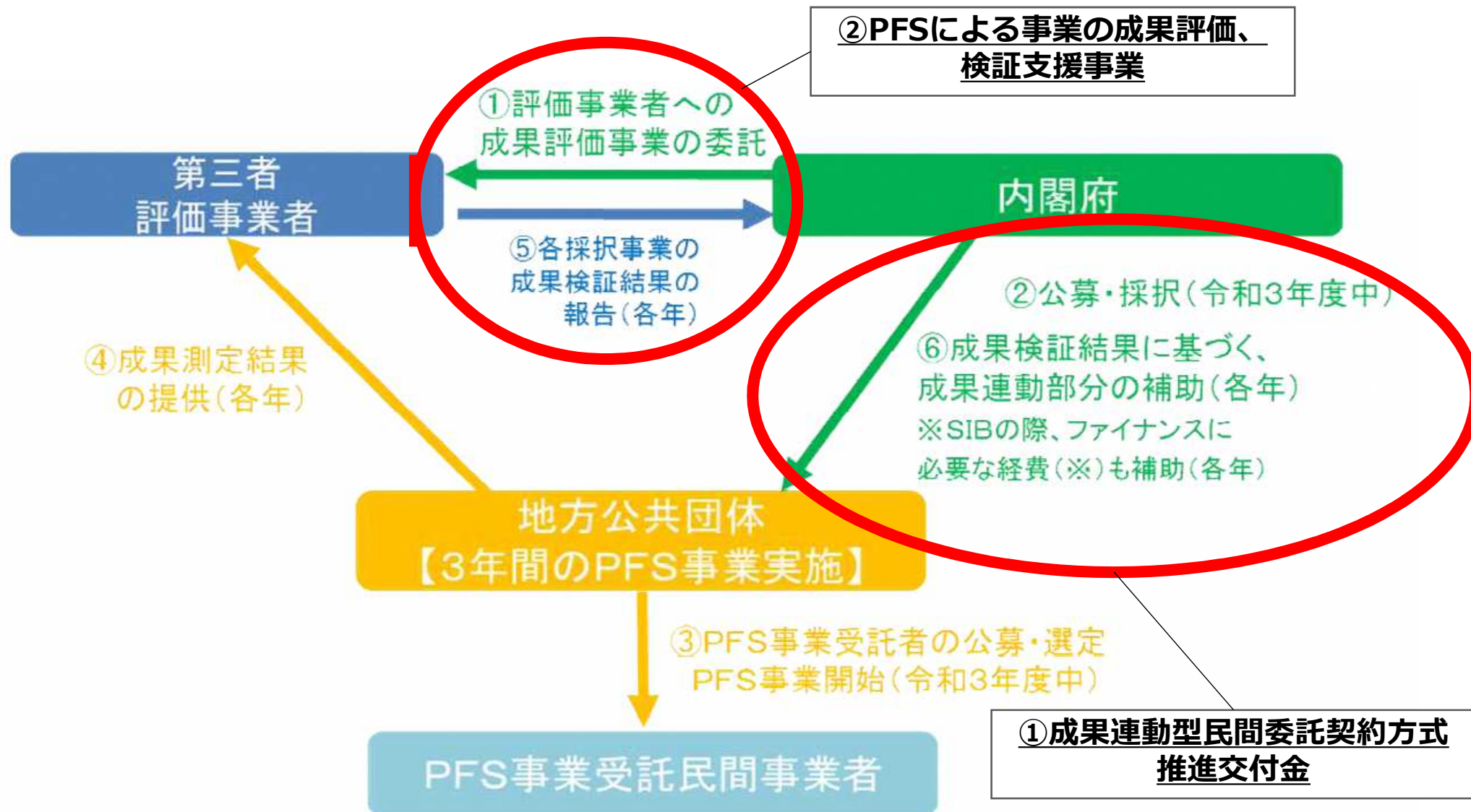
対象事業

地方公共団体等が実施するPFS事業であって、以下の全てを満たすものが対象。

- PFS事業を令和3年度に開始し、令和5年度末までに終了すること。
- 成果連動型民間委託契約方式共通的ガイドラインを踏まえたものとなっていること。
- 支払上限額がガイドラインに基づき算出した社会的便益を下回るよう設定すること。
- 新しく始める事業であること。
- 本交付金の交付対象となる経費に対して、他の国の補助金等の交付を受けないこと。（※本事業の交付対象外の経費に対し、他の補助金等の交付を受けることは可能。）
- ファイナンス部分の補助を申請する場合、民間事業者に対し、SIB手法の活用可能性を確認していること。また、ファイナンス部分の支払が固定支払によりなされていること。

3-2 成果連動型民間委託契約方式推進交付金事業等の支援イメージ

- ①成果連動型民間委託契約方式推進交付金及び、②PFSによる事業の成果評価、検証支援事業のイメージは以下のとおり。



※資金提供者による資金を会計分離するために、信託口座等を活用する際に必要な経費

4 PFS官民連携プラットフォーム

- ③PFS官民連携プラットフォームのイメージは以下のとおり。
- 地方公共団体のほか、民間事業者や金融機関等からも参加を募り、プラットフォーム参加者に対する情報提供や、プラットフォーム参加者によるワーキンググループの開催を通じて、参加者相互の交流や意見交換を行える場を提供する。

